

令和4年度第1回瀬戸市国民健康保険運営協議会【書面開催】

第1 送付資料（今回同封した資料等）

- 1 次第
- 2 会議書面（この紙）
- 3 資料1-1～3 令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- 4 資料2-1～3 令和4年度瀬戸市国民健康保険料の本算定料率について
- 5 資料3-1～2 瀬戸市国民健康保険保健事業の報告及び今後の取り組みについて
- 6 資料4-1～2 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免及び傷病手当金について
- 7 ご意見等記入用紙
- 8 返信用封筒

第2 返送資料（議事資料をご確認いただき、ご意見等あればご返送いただくもの）

ご意見等記入用紙を同封の返信用封筒へ入れて8月10日（水）までにご返送ください。

第3 議事概要

1 報告事項

（1）瀬戸市国民健康保険運営協議会（令和4年2月開催）における答申について

- ・ 令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ・ 令和4年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計当初予算について
- ・ 瀬戸市国民健康保険条例及び施行規則の一部改正について

以上につきましては、令和4年2月に書面開催いたしました本運営協議会において答申をいただきました。

その後、令和4年3月市議会定例会に議案上程し、3月10日の本会議において議案質疑、3月15日の厚生文教委員会及び厚生文教分科会において審議を受け、3月24日の本会議において原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

（2）令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

資料1-3

■ 国保加入状況

令和3年度 年間平均被保険者数	23,376人（令和2年度 23,869人）
令和3年度末 被保険者加入率	27.0%（令和2年度末 27.4%）

近年被保険者数の減少傾向が続いていますが減り方が緩やかになってきています。

■保険料の状況

令和3年度 収入率 現年度分 93.98% (令和2年度 93.49% プラス 0.49%)
 滞納繰越分 32.80% (令和2年度 33.32% マイナス 0.52%)
 合計 83.96% (令和2年度 82.89% プラス 1.07%)

現年度分については、納期が経過して日の浅い滞納者に対しても、早期催告を実施した結果と分析しています。滞納繰越分についても、早期における調査・催告・滞納処分を基本に初期滞納の減少に向けた取り組みに注力していきます。

■保険給付の状況

令和3年度 療養の給付 件数 399,786 件 (令和2年度 386,706 件)
 令和3年度 療養の給付 費用額 9,068,255,229円(令和2年度 8,812,898,964円)

令和2年度はコロナ渦に伴う受診控えの影響により件数、費用額と大幅に減少しました。令和3年度対前年度比は増加に転じており、令和元年度と同水準に戻ってきています。

資料1-1 令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計決算見込 (概要)

歳入 118 億 2608 万 9 千円
 歳出 111 億 2282 万 4 千円

収支としては7億326万5千円の黒字となっています。差額については次年度予算へ繰越します。

(3) 令和4年度瀬戸市国民健康保険料の本算定料率等について

資料2-2

昨年度と比較して、所得割・均等割・平等割、全てにおいて増加しています。

増加の主な要因としては、愛知県へ納める「国民健康保険事業費納付金」が増加したことによるものです。

※1人当たりの納付金額が令和3年度と比較して8,708円の増額(伸び率106.86%)

【令和4年度】

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.60%	24,600 円	23,600 円
後期高齢者支援分	2.28%	8,375 円	8,048 円
介護分	2.30%	10,060 円	7,110 円
合計	11.18%	43,035 円	38,758 円

【令和3年度】

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.60%	22,800 円	22,200 円

後期高齢者支援分	2.30%	7,797 円	7,606 円
介護分	2.03%	8,270 円	5,870 円
合計	10.93%	38,867 円	35,676 円

※資料 2 - 1 について

「1. 賦課総額イメージ図」は、瀬戸市国民健康保険特別会計における保険料の位置付けを表しています。【C：費用】（保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費など）に対して、【B：収入】（国や県の支出金、瀬戸市国民健康保険事業基金からの取り崩し、瀬戸市一般会計からの繰り入れなど）で足りない部分を保険料としています。

「2. 賦課割合イメージ図」は、保険料の構成を表しています。所得に応じて決まる所得割、人数に応じて決まる均等割、1世帯当たりいくらか決まる平等割が条例で定められた割合（50：31：19）で構成され、その構成比によって、医療費をまかなう財源となる医療分、75歳以上を対象とする後期高齢者医療保険を支援する財源となる後期高齢者支援分、介護保険の財源となる介護分（対象：40歳～65歳）の3つ（医療分・支援分・介護分）で成り立つものです。

※資料 2 - 3 について

世帯構成とその世帯所得を想定し、実際の保険料額を試算し、令和3年度と比較したものです。増加額は1,200円～27,100円（限度額該当世帯を除く）、伸び率は94.63%～109.42%（減少しているものは、令和4年度から導入する未就学児均等割保険料軽減によるもの）となっています。

（4）瀬戸市国民健康保険保健事業の報告及び今後の取り組みについて

資料 3 - 1

瀬戸市国民健康保険データヘルス計画（第2期計画）及び特定健診等実施計画（第3期計画）に基づき、被保険者の健康課題に応じた保健事業を実施しています。令和3年度事業報告と今年度の取り組みについて、ご確認ください。

資料 3 - 2

医療費の概況について瀬戸市国民健康保険の1人当たり医療費のデータと県下38市との比較結果です。資料 3 - 1とあわせてご確認ください。

（5）新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免及び傷病手当金について

資料 4 - 1 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国が示す「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準」に基づき、本市においても、令和元年度（令和2年2月1日以降に納期限が設

定されているもの) から当減免を実施しており、令和4年度の保険料に対しても引き続き実施するものです。なお、当減免に要する費用に対する国の財政支援については、これまで全額国庫補助であったものが、令和4年度の国庫補助率は、現段階では40%程度とされており、残り60%については、自己負担となるが、コロナ禍の被保険者に寄り添う形で、引き続き同様の減免を実施するに至ったものです。

資料4-2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国より「国民健康保険及び後期高齢者医療における管内の感染状況を踏まえた制度制定の検討」を依頼され、本市においても国の示した制度に合わせて条例制定しています。(制度の概要については「資料4-2」を参照。) 財源については国からの交付金になります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらず、国の補助金が交付される療養期間の延長が示される都度、本市における傷病手当金の対象になる療養期間を延長しています。

前回2月の書面開催からの変更事項としては、支給対象となる療養期間が令和2年1月1日から令和4年3月31日までとしていましたが、国の補助金対象療養期間が2回にわたり延長されたため、本市における傷病手当金の支給対象療養期間を現在は9月末までとしています。

3 その他 なし